

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

○ 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）（抄）（第一条関係）	1
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第二条関係）	7
○ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）（抄）（第三条関係）	11
○ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）（抄）（第四条関係）	13
○ 住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）（抄）（第五条関係）	21
○ 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）（第六条関係）	23
○ 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）（抄）（第七条関係）	24
○ 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）（第八条関係）	26
○ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）（抄）（第九条関係）	35

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）	（第十条関係）	．．．．．	36
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	（附則第七条関係）	．．．．．	39
○ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）（抄）	（附則第八条関係）	．．．．．	40
○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）	（附則第九条関係）	．．．．．	43
○ 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）	（附則第十条関係）	．．．．．	45
○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）（抄）	（附則第十一条関係）	．．．．．	46
○ 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）（抄）	（附則第十二条関係）	．．．．．	47
○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五百十六号）（抄）	（附則第十三条関係）	．．．．．	48
○ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令（昭和五十七年政令第五十号）（抄）	（附則第十四条関係）	．．．．．	50
○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）	（附則第十五条関係）	．．．．．	51
○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）	（附則第十六条関係）	．．．．．	52

改正案	現行
<p>（入居者資格）</p> <p>第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。</p> <p>2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。</p>	<p>（入居者資格）</p> <p>第六条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>一 六十歳以上の者</p> <p>二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>三 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの</p> <p>四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>五 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を</p>

受けている者

六 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

2 事業主体は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 事業主体は、入居の申込みをした者が第一項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認める

ときは、市町村に意見を求めることができる。

4 | 法第二十三条第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 | 入居者又は同居者にイからハまでのいずれかに該当する者がある場合

イ | 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が

国土交通省令で定める程度であるもの

ロ | 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

ハ | 第一項第四号、第六号又は第七号に該当する者

二 | 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

三 | 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

5 | 法第二十三条第二号イ、ロ及びハに規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 | 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円

二 | 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）

三 | 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

（法第二十八条に規定する収入の基準及び収入超過者の家賃の算定方法

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第一号イに掲げる場合 同号イに定める金額
- 二 法第二十三条第一号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第二十八条第二項の規定による）	年度		
	入居者の収入		
五分の一	合	十八万六千円以下の場	十八万六千円を超え二
		十一万四千円以下の場	千円を超え九千円を
		千円以下の場	超える場
		合	合
四分の一	合	十八万六千円を超え二	千円を超え九千円を
		十一万四千円以下の場	千円を超え九千円を
		千円以下の場	超える場
		合	合
二分の一	場合	二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		合	合
一	合	二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		合	合

第八条 法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額
- 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額
- 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額

2 法第二十八条第二項の規定による公営住宅の次の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額から法第十六条第一項本文の規定による家賃の額を控除した額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同欄に定める率を乗じた額に、同項本文の規定による家賃の額を加えた額とする。

初年度（法第二十八条第二項の規定による）	年度		
	入居者の収入		
五分の一	合	十五万八千円を超え十八万六千円以下の場	十八万六千円を超え二
		八万六千円以下の場	千円を超え九千円を
		千円以下の場	超える場
		合	合
四分の一	合	十八万六千円を超え二	千円を超え九千円を
		十一万四千円以下の場	千円を超え九千円を
		千円以下の場	超える場
		合	合
二分の一	場合	二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		合	合
一	合	二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		二十一万四千円を超え九千円を	超える場
		合	合

初年度から起算して四年度以上を経過した年度	初年度から起算して三年度を経過した年度	初年度の翌々年度	初年度の翌年度	り当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）
一	五分の四	五分の三	五分の二	
一	一	四分之三	四分之二	
一	一	一	一	
一	一	一	一	

初年度から起算して四年度以上を経過した年度	初年度から起算して三年度を経過した年度	初年度の翌々年度	初年度の翌年度	り当該公営住宅の家賃が定められることとなった年度をいう。以下この表において同じ。）
一	五分の四	五分の三	五分の二	
一	一	四分之三	四分之二	
一	一	一	一	
一	一	一	一	

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等)

第十四条 (略)

(削除)

(管理の特例に係る法第三章の規定の適用に関する技術的読替え等)

第十四条 (略)

2 | 第六条第二項及び第三項の規定は、法第四十七條第一項の規定により
地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理を行う場合につい
て準用する。

改正案	現行
<p>（食事施設等の占用の場所に関する基準）</p> <p>第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、<u>国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）</p> <p>第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条</p>	<p>（食事施設等の占用の場所に関する基準）</p> <p>第十一条の七 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第六号に掲げる施設（以下この条及び第十二条において「食事施設等」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該食事施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。</p> <p>2 （略）</p> <p>（自転車駐車器具の占用の場所に関する基準）</p> <p>第十一条の九 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条</p>

第九号に規定する自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 (略)

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

第九号に規定する自転車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「自転車駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 法面若しくは側溝上の部分又は自転車道、自転車歩行者道若しくは歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該自転車駐車器具を自転車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の十 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第九号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 (略)

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が、国道にあつては道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

2 (略)

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二三 (略)

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

2 (略)

(道道又は道の区域内の市町村道の改築に関する費用の補助)

第三十四条の二三 (略)

2 平成二十年度以降十箇年間に於ける道道又は道の区域内の市町村道の改築で、前項に規定するもの及び次に掲げるもの以外のものに要する費用についての国の補助の割合は、法第五十六条の規定にかかわらず、十分の五・五（地域社会の中心となる都市（以下この項において「中心都市」という。）とその周辺の地域の市町村（以下この項において「周辺市町村」という。）又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの）の改築に係るものにあつては、十分の

<p>3 (略)</p>	<p>六) 以内とする。</p> <p>一 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該改築に係る道道又は道の区域内の市町村道に法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装</p> <p>四 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>六) 以内とする。</p> <p>一 道路構造令第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装</p> <p>四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（国の負担の割合の特例）</p> <p>第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。</p> <p>一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p> <p>（国の補助の割合の特例）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装</p>	<p>（国の負担の割合の特例）</p> <p>第一条 高速自動車国道と一体となつて全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路として国土交通大臣が指定する一般国道（道の区域内のものを除く。以下同じ。）の改築で国土交通大臣が行うものうち、次に掲げるもの以外のものに要する費用について道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の七とする。</p> <p>一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>二〇五 （略）</p> <p>二〇四 （略）</p> <p>（国の補助の割合の特例）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの並びに前条第一項第一</p>

並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一・二 (略)

3 前項の「少額改築」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

4 第二項の「特例舗装」とは、当該改築に係る都道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。

一・二 (略)

改正案	現行
<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</p> <p>（公共下水道に係る事業計画の協議の申出）</p> <p>第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次条に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p>	<p>（事業計画の決定及び変更）</p> <p>第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項の規定により、事業計画を定め、又は認可を受けた事業計画の変更（第五条の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。</p> <p>（公共下水道に係る事業計画の認可の申請）</p> <p>第四条 公共下水道管理者は、法第四条第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次の各号に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。この場合において、市町村が国土交通大臣に申請書を提出するときは、都道府県知事を経由しなければならない。</p> <p>一〇五（略）</p>

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四条の二 法第四条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)

(に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

二 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画

三 第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第五条 法第四条第三項又は第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る協議又

(都道府県知事が認可する事業計画)

第四条の二 法第四条第一項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画

ハ 次条第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二 前号に掲げるもののほか、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画

は届出（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の協議又は届出にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）を受けた場合

二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る協議又は届出を受けた場合

三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 一六 （略）

（認可を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条 法第四条第一項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 一六 （略）

（環境大臣の意見を聴くことを要しない場合）

第五条の二 法第四条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る認可（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の認可にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）をしようとする場合

二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る認可をしようとする場合

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十条の二第二項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(流域下水道に係る事業計画の協議の申出)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第二項(同条第七

三) 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十条の二第二項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 (略)

(流域下水道に係る事業計画の認可の申請)

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第一項(同条第四

項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の七第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 〇六（略）

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の五 法第二十五条の三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- 一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画
- 二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の六 法第二十五条の三第七項において準用する同条第四項又は

項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、流域下水道管理者が市町村であるときは、都道府県知事を経由しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の六第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 〇六（略）

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の五 法第二十五条の三第四項において準用する同条第三項に規

第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。

(協議等を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の七 法第二十五条の三第七項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八 (略)

第十七条の八 第十七条の十 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

二 指定都市が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道

定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合とする。

(認可を要しない事業計画の軽微な変更)

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一 八 (略)

第十七条の七 第十七条の九 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道

二 前号に掲げるもののほか、都道府県及び指定都市以外の地方公共団

体が管理する公共下水道

- 三 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する流域下水道
- 四 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路

2 (略)

(都道府県知事が報告を徴する場合)

第二十四条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第三十七条第一項の指示をするため必要な場合とする。

2 (略)

第二十五条 (略)

(削る)

附則

1 (略)

(削る)

- 三 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路

2 (略)

(都道府県知事が報告を徴する場合)

第二十四条の四 法第三十九条第一項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第四条第一項の認可又は法第三十七条第一項の指示をするため必要な場合とする。

2 (略)

第二十四条の五 (略)

(事務の区分)

第二十五条 第四条後段及び第十七条の四後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

1 (略)

2 法第二条の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域（二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における

- 2) 4) (略)
- 5) 附則第三項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。
- (昭和六十二年年度から平成二年度までの特例)
- 6) 附則第三項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五(奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。))の区域内において行う終末処理場の設置又は改築に要する費用に係るものにあつては、十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」とする。
- 7) 11) (略)
-
- 3) 5) (略)
- 6) 附則第四項の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。
- (昭和六十二年年度から平成二年度までの特例)
- 7) 附則第四項の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「十分の六」とあるのは「二分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五(奄美群島(鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。))の区域内において行う終末処理場の設置又は改築に要する費用に係るものにあつては、十分の五・五」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・二五」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」とする。
- 8) 12) (略)
- 汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。)の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道についての第四条の二又は第二十四条の三第一項の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、第四条の二各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第一号に」と、第二十四条の三第一項各号列記以外の部分中「次に」とあるのは「第一号及び第三号に」とする。

改正案	現行
<p>（公営住宅法に基づく政令の準用）</p> <p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第一項中「二十五万九千円」とあるのは「十五万八千円」と、同条第二項中「十五万八千円」とあるのは「十一万四千円」と読み替えるものとする。</p> <p>（家賃の決定等）</p> <p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）</p> <p>第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収</p>	<p>（公営住宅法に基づく政令の準用）</p> <p>第十二条 法第二十九条第一項の規定により公営住宅法の規定が準用される場合においては、それらの規定に基づく政令の規定を準用するものとする。この場合において、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第五項中「イ、ロ及びハ」とあるのは「イ及びハ」と、</p> <p>「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 二十一万四千円</p> <p>「二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」とある</p> <p>「三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十五万八千円」</p> <p>「一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 十三万九千円</p> <p>「二 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 十一万四千円」と読み替えるものとする。</p> <p>（家賃の決定等）</p> <p>第十三条の二 法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（以下この条において「旧公営住宅法」という。）</p> <p>第二条第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二条、第十三条及び第二十一条の二の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収</p>

入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅）」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅）」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項中「十一万五千元」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては十一万四千元を参酌して十五万八千元以下で施行者が条例で定める金額」と、同条第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千元」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第三十二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五万八千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ロに掲げる場合にあつては十一万四千元を参酌して十五万八千元以下で施行者が条例で定める金額」と、「十九万八千元」とあるのは「十五万八千元」と、「二十四万五千元」とあるのは「十九万八千元」とする。

2
(略)

入超過者に対する措置については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（以下この条において「旧公営住宅法施行令」という。）第四条、第四条の四及び第六条の二の規定の例による。この場合において、旧公営住宅法施行令第四条第一号の表中「（準耐火構造の住宅）」とあるのは「（耐火構造の住宅及び準耐火構造の住宅）」と、旧公営住宅法施行令第四条の四中「建設大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、旧公営住宅法施行令第六条の二第一項及び第二項の表第二種公営住宅の項中「十一万五千元」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）」による改正後の法第二十三条第二号イに掲げる場合にあつては十三万九千元以下で施行者が条例で定める金額、同号ハに掲げる場合にあつては十一万四千元」と、同表第二種公営住宅の項中「十九万八千元」とあるのは「十五万八千元」と、「二十四万五千元」とあるのは「十九万八千元」とする。

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>（準用しない規定）</p> <p>第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十條第二項から第四項まで、第十四條第二項、第十六條、第十六條の二、第十六條の三、第三十二條第四項、第三十五條第一項、第三十六條第二項及び第四項、第六十二條、第六十五條の二、第七十條の二、第七十九條第二項、第九十七條第二項並びに第九十九條とする。</p>	<p>（準用しない規定）</p> <p>第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十條第二項から第四項まで、第十四條第二項、第十六條、第十六條の二、第十六條の三、第三十二條第四項、第三十五條第一項、第三十六條第二項及び第四項、第六十二條、第六十五條の二、第七十條の二、第七十九條第二項第三号及び第四号、第九十七條第二項並びに第九十九條とする。</p>

改正案	現行
<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる一般国道の改築又は道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に同令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる都道府県道若しくは市町村道の改築（次号において「都道府県道等交通安全小区間改築」という。）</p> <p>二 交差点又はその付近における道路の改築のうち、突角の切取り、車道の拡幅（道路構造令第三十八条第二項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができる一般国道の改築又は都道府県道等交通安全小区間改築に限る。）又は交通島の設置</p>	<p>（交通管制センター並びに道路の改築及び道路の附属物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第三項第二号イに規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路の設置、路肩の改良又は視距を延長するための道路の改築のうち、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの</p> <p>二 交差点又はその付近における道路の改築のうち、突角の切取り、車道の拡幅で道路構造令第三十八条第二項の規定により同令の規定による基準によらないことができるもの又は交通島の設置</p>

三・四 (略)

3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。

三・四 (略)

3 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める道路の附属物は、道路情報提供装置、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第六号に掲げるもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第三号から第五号までに掲げるものとする。

改正案	現行
<p>（この政令の趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における<u>高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準</u>（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たつて参酌すべき<u>一般的技術的基準</u>を定めるものとする。</p> <p>（高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準）</p> <p>第三条の二 <u>高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。</u></p> <p>（車線等）</p> <p>第五条 車道（副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。）は、<u>車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。</u></p>	<p>（この政令の趣旨）</p> <p>第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における<u>道路の構造の一般的技術的基準</u>を定めるものとする。</p> <p>（車線等）</p> <p>第五条 車道（副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。）は、<u>車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</u></p>

2 (略)

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区	分	地	形	一車線当たりの設計基準交通量 (単位 一日につき台)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 (略)

5 第三種第五級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部さうくを設ける場合においては、三メートルとするこ

2 (略)

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は四以上（交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線あたりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によつて定めるものとする。

区	分	地	形	一車線 <small>あた</small> りの設計基準交通量 (単位 一日につき台)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線あたりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線あたりの設計基準交通量とする。

4 (略)

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量がきわめて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部さうくを設ける場合においては、

とができる。

(停車帯)

第九条 第四種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 (略)

(自転車歩行者道)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)

又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 (略)

(歩道)

三メートルとすることができる。

(停車帯)

第九条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 (略)

(自転車歩行者道)

第十条の二 (略)

2 (略)

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)

又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 (略)

(歩道)

第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 (略)

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 (略)

(建築限界)

第十一条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 (略)

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 (略)

(建築限界)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

(略)	(略)	(略)	(一)
(略)	(略)	(略)	(二)
(略)	(略)	(略)	(三)

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行う回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。

a
b
c
d
e (略)

第十二条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

(略)	(略)	(略)	(一)
(略)	(略)	(略)	(二)
(略)	(略)	(略)	(三)

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が行う回することができる道路があるときは、三メートル)まで縮小することができる。

a
b
c
d
e (略)

第二図 (略)

(設計速度)

第十三条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区	分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		
		(略)	(略)	(略)
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇	(略)
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇	(略)
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇	(略)

2 (略)

第二図 (略)

(設計速度)

第十三条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区	分	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)		
		(略)	(略)	(略)
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇	(略)
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇	(略)
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇	(略)
第四級		四〇、三〇又は二〇		(略)

2 (略)

(凸部、狭窄部等)

第三十一条の二 主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第九項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第九條第一項、第十条の二第三項、第十一條第一項、第二項及び第四項、第十一条の四第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書、第十一條第四項ただし書並びに第十二條中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九條第一項及び第十一條第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除

(凸部、狭窄部等)

第三十一条の二 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(区分が変更される道路の特例)

第三十七条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道若しくは市町村道とする計画がある場合又は都道府県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第九條第一項、第十条の二第三項、第十一條第一項、第二項及び第四項、第十一條の四第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第十八條第一項、第二十條、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十条並びに第三十一条の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

く。」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあつては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と読み替えるものとする。

（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）

第四十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。）、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。

2| 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」

とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種（第四級を除く。）」と、同項中「第三種の」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級の」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値（当該道路が第四種第四級の道路である場合にあっては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル）」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。

○ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）</p> <p>第七十七条 法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、第二条第四号及び第八号中「河川整備基本方針に従つて、過去」とあるのは「過去」と、同条第五号中「河川整備基本方針に従つて、河川管理者」とあるのは「河川管理者」と、同条第七号中「河川整備基本方針に従つて、計画高水流量」とあるのは「計画高水流量」と、同条第十号中「河川整備基本方針に定められた」とあるのは「河川管理者が定めた」と、第七十三条第四号中「国土交通大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（準用河川に設ける河川管理施設等への準用）</p> <p>第七十七条 準用河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の事業計画</p> <p>十四～十七 （略）</p> <p>（条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）</p> <p>第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。</p>	<p>（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）</p> <p>第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程</p> <p>十～十二 （略）</p> <p>十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画</p> <p>十四～十七 （略）</p> <p>（条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）</p> <p>第二十条 法第七十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。</p>

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項及び第三項

(2) (略)

ロ・ハ (略)

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第二項及び第三項

(2) (略)

ロ (略)

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第二項

(2) (略)

ロ・ハ (略)

(条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準)

第二十五条 法第七十六条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

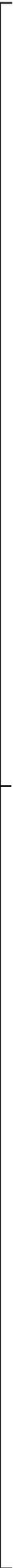
二 地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ 第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

(1) 道路法第四十五条第二項

(2) (略)

ロ (略)



○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）		政令	（略）	（略）
		事務	（略）	（削除）
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）		政令	（略）	（略）
		事務	（略）	下水道法施行令（昭和 三十四年政令第四百十 七号） 第四条後段及び第十七条の四後段の規定 により都道府県が処理することとされて いる事務

別表第一（第一条関係）	事業の区分	道路	国の負担又は補助の割合	改正案
		（略）		
別表第一（第一条関係）	事業の区分	道路	国の負担又は補助の割合	現行
		（略）		
		<p>道路</p> <p>（略）</p>		
	<p>事業の区分</p> <p>（一） 新設（土地区画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第五号及び同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同令の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第</p>	<p>道路</p> <p>（略）</p>	<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>	<p>改正案</p>
	<p>事業の区分</p> <p>（一） 新設（土地区画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいづれかに該当するものを除く。）又は改築（土地区画整理事業に係るもの（財政特別措置法施行令第三条第二項第二号に規定する基準に適合し、かつ、同令の国土交通省令で定める要件を満たすものを除く。）及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいづれかに該当するものを除く。</p>	<p>道路</p> <p>（略）</p>	<p>十分の七（財政特別措置法施行令第二条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものにあつては、十分の七・五）</p>	<p>現行</p>

<p>市町村 道</p>	<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定す</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>
<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの並びに財政特別措置法施行令第一条第一項第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定す</p>	<p>十分の六</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>		

<p>市町村 道</p>	<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>
<p>(二) 新設又は改築（いずれも土地画整理事業に係るもの及び財政特別措置法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）</p>	<p>十分の六</p>	<p>(二) 新設若しくは改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第一号、第二号又は第四号に該当するものに限る。 。又は修繕（災害防除事業として行われるものに限る。）</p>	<p>十分の五・五</p>		

(略)		
(略)		
(略)	<p>(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第二条第四項に規定する特例舗装に該当するものに限る。）</p>	<p>る少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装に該当するものを除く。）</p>
(略)		<p>十分の五・五</p>
(略)		
(略)		
(略)	<p>(三) 新設又は改築（いずれも財政特別措置法施行令第一条第一項第二号又は第四号に該当するものに限る。）</p>	
(略)		<p>十分の五・五</p>

○ 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第四項又は第五項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p>	<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イ ト （略）</p> <p>チ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第三項又は第四項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの</p>

二
(略)

リ
ソ
ヲ
(略)

(1)
(4)
(略)

二
(略)

リ
ソ
ヲ
(略)

(1)
(4)
(略)

改 正 案	現 行
<p>（総重量、軸重及び輪荷重の制限）</p> <p>第七条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十三条第二項の基準（強度に係るものに限る。）を参酌して法第三十条第三項の条例で定める基準に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これらに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度を超えないものでなければならぬ。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（総重量、軸重及び輪荷重の制限）</p> <p>第七条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二十三条第二項の基準（強度に係るものに限る。）に適合している舗装がされていない都道府県道又は市町村道で、これに代わるべき他の道路があるものについて、道路管理者が路面の破損を防止するため必要と認められる車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定めたときは、当該道路を通行する車両の総重量、軸重又は輪荷重は、当該限度をこえないものでなければならぬ。ただし、当該道路を通行しなければ目的地に到達することができない車両については、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法別表に規定する政令で定める道路の改築）</p> <p>第二条 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。</p> <p>一 当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同項に規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、これらに要する費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しないこととなる場合における当該道路の舗装</p> <p>四 （略）</p>	<p>（法別表に規定する政令で定める道路の改築）</p> <p>第二条 法別表の道路の項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるものは、次に掲げる道路の改築とする。</p> <p>一 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第三十八条第一項の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が国土交通大臣の定める額を超えないもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 車道の舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装</p> <p>四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法別表第一の政令で定める事業）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装とする。</u></p>	<p>（法別表第一の政令で定める事業）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法別表第一の政令で定める都道府県道及び市町村道の新設又は改築は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）<u>第一条第一項各号（第三号を除く。）</u>に掲げるものとす<u>る。</u></p>

○ 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（<u>県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装</u>）以外の事業</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二〜十二 （略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二〜十二 （略）</p> <p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p>

一 (略)

二 県道又は村道(都市計画において定められた道路に該当するものを除く。)の改築(土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装を除く。第四号において同じ。) 三分の二

三〇五 (略)

一 (略)

二 県道又は村道(都市計画において定められた道路に該当するものを除く。)の改築(土地区画整理法による土地区画整理事業に係るもの並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるものを除く。第四号において同じ。) 三分の二

三〇五 (略)

○ 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律に基づく特定地域に係る国の負担、補助等の特例に関する政令（昭和五十七年政令第五十号）（抄）（附則第十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第十条 行革関連特例法第十四条第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる規定が適用される事業に要する経費に対する行革関連特例法別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助については、適用しない。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）附則第四項</p> <p>十四～十七 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第十条 行革関連特例法第十四条第一項から第三項までの規定は、次の各号に掲げる規定が適用される事業に要する経費に対する行革関連特例法別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助については、適用しない。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）附則第五項</p> <p>十四～十七 （略）</p>

○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百五十二号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（<u>道道又は道の区域内の市町道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装</u>）以外の事業</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二～十四 （略）</p>	<p>（国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第四条 法第七条の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。</p> <p>一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業以外の事業</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二～十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）</p> <p>第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。</p> <p>一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、<u>国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十五条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。</u></p> <p>二（略）</p>	<p>（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）</p> <p>第十八条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十四条第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。</p> <p>一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）<u>第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。</u></p> <p>二（略）</p>